

氏名	末松 恵
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記の番号	甲第 218 号
学位授与年月日	2019（平成 31）年 3 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位論文題目	少年行刑の歴史からみる知的障害者福祉の萌芽 －浦和監獄川越分監における処遇に着目して
論文審査委員	主査 坪 洋一 （社会福祉学専攻 准教授） 副査 久田 則夫 （社会福祉学専攻 教授） 副査 岩永 理恵 （社会福祉学専攻 准教授） 副査 津曲 裕次 （長崎純心大学 客員教授） 副査 冨江 直子 （茨城大学 准教授）

論文の内容の要旨

1. 本研究の目的と方法

(1) 本研究の目的と意義

本研究の目的は、浦和監獄川越分監における萌芽的な知的障害者処遇の形成過程を解明することによって、知的障害者福祉研究の進展に貢献することにある。これまで、知的障害者福祉の形成を論じた研究では、その歴史過程に恤救型・文政型・行刑型の三つの領域が存在したことが指摘されている。本研究では、これら三領域における知的障害者福祉の形成のうち、とくに犯罪や非行少年の中に存在した知的障害者に着目し、収容少年の中に存在した知的障害者に対する処遇のうちに福祉的な認識や価値理念の萌芽が見いだされてきた経緯を明らかにしようとするものである。行刑型の知的障害者福祉の形成過程に着目した理由は、第一に、明治大正期の少年監獄における処遇技術や知識が、感化院や教護院等における知的障害者処遇に引き継がれたと考えられるからであり、第二に、少年監獄における処遇には、知的障害者福祉の歴史的特徴（医学・生理学による対象規定、入所収容型による処遇、教育の重視など）との共通点が見出せるからである。本研究では、少年監獄における知的障害者への処遇が、いかなる関心のもとで、どのように形成されていったのかを明らかにするとともに、処遇の特徴やその社会的な意味を考察していく。

(2) 研究課題の設定

本研究では、社会福祉分野のみならず障害児教育分野における先行研究を検討し、それらの成果と問題点をふまえて、次の課題を設定した。第一の課題は、少年行刑の展開と知的障害者施策

との関連を整理したうえで、少年監獄における知的障害者に対する認識の契機、認識の内容、処遇にかかわるアクター、障害把握の方法、処遇方針について実証的に把握することである。第二の課題は、少年行刑における知的障害者処遇に生じた社会福祉的な認識や価値理念の生成経緯について考察するとともに、知的障害者福祉の萌芽とみなしうる諸特徴を明らかにすることである。くわえて、第三の課題として、社会福祉制度の性質は両義的であるとする社会福祉研究の知見に依拠し、知的障害者処遇がいかなる社会的な意味を有していたのかについても考察する。

(3) 研究の方法と時期区分

本研究は史資料・文献に基づく歴史研究である。本研究は、監獄運営や処遇経過をとりまとめた行政文書である「年次統計書」（浦和監獄・川越少年刑務所・八王子少年刑務所発行の一次資料）を中心に分析をすすめ、さらに、監獄協会・国家医学会が発行する学会誌、文献等を用いて史実を補う。

本研究の時期区分は次の通りである。第1期は、1902（明治35）年から1908（明治41）年までとし、この時期を、浦和監獄川越及び熊谷分監懲治場における幼年者処遇期と表記する。第2期は、1909（明治42）年から1921（大正10）年までとし、この時期を、浦和監獄川越分監特設少年監における少年処遇期とする。第3期は、1922（大正11）年から1925（大正14）年までとし、川越少年刑務所における少年処遇期と表記する。第4期は、1926（大正15/昭和元）年から1929（昭和4）年までとし、この時期を、八王子少年刑務所における知的障害者処遇期と表記する。

2. 本論の概要

(1) 第一章 監獄における知的障害者の存在

本章では、幼年監獄建設以前に獄中で知的障害者がどのような扱いを受けていたのかを検討し、知的障害者というカテゴリーが形成されていく契機となった事象について論じた。カテゴリー形成の契機となった事象とは、1) 明治初頭、精神病者が公に監獄に収容されるようになったこと、2) 法医学上の問題解決の必要性から、知的障害者が精神病者から分離されたこと、3) 幼年監獄が建設され知的障害者への教育的処遇が推進されたこと、の三つである。

(2) 第二章 川越分監・熊谷分監懲治場における幼年者処遇と知的障害者

本章では、1902（明治35）年から1908（明治41）年までの「第1期」を扱った。そして、幼年が成人囚から分離された後に、懲治場で幼年者が処遇されていくなかで、いかなる関心にもとづいて、どのように知的障害者が把握されていったのかを明らかにした。

(3) 第三章 川越分監特設少年監における少年処遇と知的障害者

本章では、1909（明治42）年から1921（大正10）年までの「第2期」を扱った。まず本章では、監獄法の施行に伴い、「国民統治」「良民育成」という概念が少年行刑に導入されていく中

で、知的障害者に対する処遇がどのように模索され、いかなる方針が策定されていったのか、その経緯を明らかにした。次に、少年分監においてそのような実践が積み重ねられていく過程で、どのような価値理念が芽生えていったのかを検討した。

(4) 第四章 川越少年刑務所における少年処遇と知的障害者

本章では、1922（大正11）年から1925（大正14）年までの「第3期」を扱った。まず、少年法施行下における知的障害者処遇の展開を明らかにしたうえで、監獄関係者の間で、知的障害者施策にしてどのような議論がなされ、いかなる方向性が企図されたのかについて検討した。

(5) 第五章 八王子少年刑務所における知的障害者処遇

本章では、1926（大正15/昭和元）年から1929（昭和4）年までの「第4期」を扱った。まず八王子少年刑務所における知的障害者処遇を検討し、そのうえでどのような目的から知的障害者が選別され、いかなる処遇が実施されたのかを明らかにした。

3. 考察・結論

本章では前章までの検討をもとに、(1)知的障害者処遇の展開を時系列に整理し、処遇過程においていかなる価値理念や社会福祉的な認識が見いだされていったのかを考察し結論を述べた。くわえて本章では、(2)少年行刑における知的障害者処遇の社会的意味について考察するとともに、(3)本研究の意義を記した。そして最後に、(4)本研究の課題を確認した。

(1) 知的障害者処遇の展開

川越分監における知的障害者福祉の萌芽は、犯罪非行少年に対する制度改正に伴って発展した独自の処遇法に見いだすことができる。1900年代初頭、幼年監獄の建設とともに、知的障害者（当時は「低能者」）の識別と特別な処遇法の開発が課題とされ、精神医学者・心理学者による概念研究・知能検査等の実験が実施された。監獄法の制定後、再入監・累犯問題を契機に低能者研究が本格的に推進された。そして、医学・心理学的視点に加えて、非行少年個々の境遇や生育環境、その背景をなす貧困問題など、社会的な視野から収容の経緯が明らかにされた。他方で、教育や日課等、日常的な関わりを通じて障害特性が把握され、「国民として」「相応に生活を為す」ための処遇のあり方が工夫されていった。そして、こうした実践が蓄積されていくなかで、人格の尊重や差別への抵抗という新しい理念が形づくられていった。また、貧困や浮浪に至る要因は、個人の側にもみ帰されるものではなく、社会の側にもそれを生ぜしめる原因があるといった社会福祉的な認識が生まれていった。ただし、少年法施行後は教化的施策が推進されるとともに、特別編成による専門的な処遇の必要性が主張され、八王子少年刑務所では治療的観点が強化されていった。これらの整理から、少年行刑における知的障害者処遇は、知的障害者が「国民として」「生活」していくための教育や訓練であり、その営みの中に知的障害者福祉の萌芽が見いだされた。

(2) 少年行刑における知的障害者処遇の社会的意味

知的障害者処遇は、天皇制統治における「国民統合」施策下にあつて、従順な「良民」を創りだしていくという少年行刑の理念の下に位置づけられていた。こうしたなかで、知的障害者が「常人に近づき」「社会に順応していく」ことを目標に特別な処遇が実施された。さらに少年法制下では、八王子少年刑務所へと収容され、知的障害者は組織的に分離された。本研究では、これらの事象に関して、分離を通じて知的障害者の「社会適応性の回復」が目指されたと同時に、こうした分離処遇の展開は少年行刑の「発展」において不可避であったという解釈を提示した。なぜなら、当時、知的障害者は、少年刑務所収容者における「資質低下」の一因として問題視されるとともに、「感化不能な者」として認識されていたため、少年矯正における「良民育成」の遂行は、知的障害者を構造的に分離し「特殊化」することによってはじめて成立し得たからである。そうした意味で、知的障害者は、社会統治上「特殊」な者として位置づけられつつ「国民統合」されるという矛盾のなかに存在していたのである。こうした当時の知的障害者処遇には、社会的に「排除しつつ包摂する」という今日の知的障害者福祉にも通底する両義的な性質を認めることができるであろう。

(3) 知的障害者福祉研究における本研究の意義

本研究の意義は、犯罪や非行を犯した人々のなかに知的障害者がある一定の規模や大きさで存在しており、そうした存在への対応を図るなかで、少年行刑施設における処遇が構築されてきたことを具体的に明らかにしたことである。少年行刑が対応しようとした事象の背景には膨大かつ深刻な貧困問題が控えており、明治大正期における社会の混乱と生活窮乏に起因する騒擾は、非行し浮浪する知的障害者を不可避免的に発生せしめたことを各種の一次資料に基づいて示すことができた。感化行刑分野における知的障害者処遇は、処罰一辺倒であつたわけではなく、時代的な制約はあるものの、個別的境遇と社会的背景とを視野に収めた治療的で教育的な実践がなされていたという意味では、日本における知的障害者福祉の源流の一つとして位置づけることができるだろう。本研究では、これまで研究の蓄積が十分とは言えなかつた少年行刑分野における萌芽的な知的障害者処遇の形成過程を検討し、これらのことをもって、知的障害者福祉研究の進展に貢献することができたと考えている。

(4) 本研究の課題

本研究の課題として、川越分監の動向だけでなく、小田原少年監等、他の少年監獄の経過も参照しながら、処遇の実態や特徴を補っていく必要があつたと反省している。また、行刑分野における知的障害者処遇の特徴を明確にしていくためには、少年院、感化院、教護院等における知的障害者処遇との比較分析を行う必要があつた。これらの研究は今後の課題としたい。

論文審査結果の要旨

【論文要旨】

序章

本論文は、先駆的な幼年受刑者収容施設として知られる「浦和監獄川越分監」における知的障害者処遇の形成過程を解明することで、知的障害者福祉研究の進展に貢献することを目的としている。これまで、知的障害者福祉に関する歴史研究では、その形成過程には恤救型・文政型・行刑型という三つの領域が存在すると指摘されてきた。本論文では、これらのうち、注目されることが少なかった行刑型の形成過程に着目し、収容少年に混在していた知的障害者に対する処遇の中から、社会福祉的な認識や価値理念が形づくられていった経緯の解明を試みる。

本論文では、社会福祉分野のみならず、障害児教育分野における先行研究をふまえて課題を設定した。第一の課題は、少年監獄において知的障害者が認識されるようになった契機、処遇の主体と方針、障害把握の方法などについて、その実態を解明することである。第二の課題は、少年行刑における知的障害者の処遇の中から、社会福祉的な認識や価値理念が生成されていった経緯を考察することである。第三の課題は、当時の知的障害者処遇の中に、社会福祉がはらむ両義性（ケアと統制など）がどのような形で表れているかを考察することである。

本論文は、史資料と文献に依拠した歴史研究である。主な資料としては、監獄運営や処遇経過をとりまとめた「年次統計書」（浦和監獄・川越少年刑務所・八王子少年刑務所発行の一次資料）の他に、監獄協会・国家医学会が発行する学会誌等を用いている。

時期区分としては、立法上の変化に基づいて次の4期を設定した。第1期は、1902（明治35）年から1908（明治41）年までの「浦和監獄川越及び熊谷分監懲治場における幼年者処遇期」、第2期は、1909（明治42）年から1921（大正10）年までの「浦和監獄川越分監特設少年監における少年処遇期」、第3期は、1922（大正11）年から1925（大正14）年までの「川越少年刑務所における少年処遇期」、第4期は、1926（大正15/昭和元）年から1929（昭和4）年までの「八王子少年刑務所における知的障害者処遇期」である。

第一章 監獄における知的障害者の存在

本章では、予備的考察として、幼年監獄の建設以前に、知的障害者が獄中でどのような扱いを受けていたのかを検討し、知的障害者というカテゴリーが形成された契機を論じている。その契機となった事象として本章が取り上げたのは、1）明治初頭に精神病患者が公に監獄に収容されるようになったこと、2）法医学上の問題解決の必要性から知的障害者が精神病患者から分離されたこと、3）幼年監獄が建設され知的障害者への教育的処遇が推進されたこと、の三つである。

第二章 川越分監・熊谷分監懲治場における幼年者処遇と知的障害者

本章では、1902（明治35）年から1908（明治41）年までの第1期を扱い、幼年囚が成人囚から分離されたあと、懲治場において処遇されていくなかで、知的障害が、いかなる関心にもとづいて、どのように把握されていったのかを明らかにしている。

第三章 川越分監特設少年監における少年処遇と知的障害者

本章では、1909（明治42）年から1921（大正10）年までの第2期を扱っている。まず、監獄法の施行に伴い、「国民統治」「良民育成」という概念が少年行刑に導入されていく中で、知的障害者に対する処遇がどのように模索され、いかなる方針が策定されていったのか、その経緯を確認している。次にこれをふまえ、少年分監においてそのような実践が蓄積されていく過程で、いかなる価値理念が芽生えていったのかを検討している。

第四章 川越少年刑務所における少年処遇と知的障害者

本章では、1922（大正11）年から1925（大正14）年までの第3期を扱っている。まず、少年法施行下における知的障害者処遇の展開を明らかにしたうえで、監獄関係者の間で、知的障害者施策に関してどのような議論がなされ、いかなる方向性が企図されたのかについて検討している。

第五章 八王子少年刑務所における知的障害者処遇

本章では、1926（大正15/昭和元）年から1929（昭和4）年までの第4期を扱っている。まず八王子少年刑務所における知的障害者処遇を検討したうえで、どのような目的から知的障害者が選別され、いかなる処遇が実施されたのかを明らかにしている。

終章 少年行刑の歴史と知的障害者福祉の萌芽

本章では、ここまでの議論を整理しつつ結論をまとめた上で、本論文の意義と課題を示している。

（1）知的障害者処遇の展開

前章までの議論を整理する。1900年代初頭、幼年監獄の建設とともに、知的障害者（当時は「低能者」）の識別と特別な処遇法の開発が課題とされ、精神医学者と心理学者による概念研究や知能検査等の実験が実施された。監獄法の制定後、再入監・累犯問題を契機に低能者研究が本格的に推進された。そして、医学・心理学的視点に加えて、非行少年個々の境遇や生育環境、その背景をなす貧困問題など、社会的な視野から収容の経緯が明らかにされた。他方で、日常的な関わりを通じて障害特性が把握され、「国民として」「相応に生活を為す」ための処遇が工夫されていった。日々の実践が蓄積されていく中で、「人格の尊重」や「差別への抵抗」という新しい理念が形成されていった。また、貧困や浮浪に至る要因は、個人の側だけではなく社会の側にもある、といった認識が生まれていった。ただし、少年法施行後は教化的施策が推進されるとともに、個人に焦点を当てた治療的観点が強化されていった。このようにして少年行刑のもとで知的障害者が「国民として」「生活」していくための教育や訓練などの処遇がなされていったが、こうした一連の処遇に知的障害者福祉の萌芽を見いだすことができる。

（2）少年行刑における知的障害者処遇の社会的意味

天皇制統治における「国民統合」施策下にあつて、知的障害者処遇は、従順な「良民」を創出するという少年行刑の理念の下に位置づけられた。こうした中で、知的障害者が「常人に近づき」「社会に順応していく」ことを目標に特別な処遇が実施された。さらに少年法制下では、知的障害者は八王子少年刑務所へと収容され、組織的に分離された。本論文では、これらの事象に関して、分離を通じて知的障害者の「社会適応性の回復」が目指されたと同時に、分離処遇の展開は少年行刑の「発展」において不可避であつたと指摘した。当時、知的障害者は、少年刑務所収容者における「資質低下」の一因として問題視されるとともに、「感化不能な者」として認識されていた。そのため、少年矯正における「良民育成」の遂行は、知的障害者を組織的に分離し「特殊化」することによってはじめて成立し得たのである。そうした意味で、知的障害者は、社会統治上「特殊」な者として位置づけられつつ「国民」として「統合」されるという矛盾のなかに存在していた。こうした当時の知的障害者処遇には、社会的に「排除しつつ包摂する」という今日の知的障害者福祉にも通底する両義的な性質を認めることができる。

(3) 知的障害者福祉研究における本論文の意義

本論文の意義は、犯罪や非行を犯した人々の中に知的障害者が混在しており、そうした存在への対応を図るなかで、少年行刑施設での処遇が形成されてきたことを具体的に明らかにしたことに見いだせる。少年行刑が対応しようとした事象の背景には、膨大かつ深刻な貧困問題が控えており、明治大正期における社会的混乱と生活窮乏に起因する騒擾は、非行し浮浪する知的障害者を発生させた。本論文では、こうしたことを各種の一次資料に基づいて示すことができた。感化・行刑分野における知的障害者処遇は、処罰一辺倒であつたわけではなく、時代的な制約はあるものの、個別的境遇のみならず、社会的背景を視野に収めた治療的で教育的な実践がなされていた。その意味で知的障害者福祉の源流の一つとして位置づけることができるだろう。本論文では、これまで研究の蓄積が十分とは言えなかつた少年行刑分野における萌芽的な知的障害者処遇の形成過程を明らかにすることで、知的障害者福祉研究の進展に貢献することができたと考えている。

(4) 本論文の課題

本論文の課題としては、川越分監の動向だけでなく、小田原少年監等、他の少年監獄の経過も参照しながら、処遇の実態や特徴を補っていく必要があつたことがあげられる。また、行刑分野における知的障害者処遇の特徴を明確にしていくためには、少年院、感化院、教護院等における知的障害者処遇との比較分析を行う必要があつた。

【評価と結論】

本論文は、少年監獄の先駆けとして知られる「浦和監獄川越分監」に焦点をあて、知的障害者処遇の形成過程の解明を試みた労作である。自ら発掘した資料を含む豊富な一次資料に基づき、一般受刑者とは異質な少年たちが、気付かれ、測られ、分けられ、隔てられていった経緯を詳らかにしている。本論文が扱う知的障害者の「発明」ともいふべき出来事には、精神医学や心理学といった科学知の影響や、国民構築と良民陶冶といった統治権力の欲望などが複雑に絡み合っている。と同時にそれは、「正常」な国民や受刑者の像を裏返しに措定する余剰的存在の機能を強く印象づける。本論文は、知的障害者の「発明」をめぐって、史資料の読み込みと整理に徹

した実直なアプローチにより、その一端を描き出している。

審査において異口同音に表明されたのも、そうした著者の実直な研究姿勢に対する肯定的評価であった。資料の蒐集と整理に費やされた膨大な労力と、その執拗なまでの丹念な読み込みには目を見張るものがある。ただし、資料の読み込みにはさらなる深化が求められるということも、審査委員の共通見解であった。資料の読解や扱いに関して、物足りなさを感じさせた点を整理する。

第一は、本論文で指摘された少年行刑における知的障害者処遇の特質が、他との比較によって導かれたものではないという点である。この「他」とは、少年行刑一般の処遇であり、同時期の地域社会や社会事業施設における知的障害者の処遇である。つまり、資料比較の視点が欠けているため、知的障害者を分離したことによって何ができるようになったのか、ならなかったのかを判然としない、ということである。

第二は、資料に基づく記述が、実際になされたことを伝えているのか、単に処遇上の方針を示しているのかが不鮮明であることに加え、残された資料はあくまで供給サイドから描かれたものであり、当事者の視点が不在であることについて指摘がない、という点である。この点について委員からは、読み取り方を工夫したり、関係者の手記等の別資料を参照して補足したりする必要があるとの指摘がなされた。

以上のような資料読解に関わるテクニカルな課題とは別に、より本質的な課題も指摘された。

その一つは、行刑制度のもとで形成された治療教育的処遇が、知的障害者を対象とするソーシャルワーク実践に対して、いかなる貢献をもたらしたのか、あるいは阻害したのかを、より明確に描き出すという課題である。日本における知的障害者福祉の柱は、現在も大規模収容型入所システムである。ノーマライゼーション理念のもとで根絶が目指されたはずのシステムが根強く残っている実態がある。この収容型システムの萌芽こそが少年監獄における処遇であるとすれば、当時のシステムの「闇」の部分を明らかにすることは、現在のシステムに潜む「闇」の部分を照らし出すことに繋がるはずである。つまり、「闇」ではなく「光」の部分ばかりが描かれている点に本論文の限界があるということである。

もう一つは、この指摘とも関連するが、当時の行政制度における知的障害者処遇に対する批判的分析が不足している、という課題である。委員からは、当時の処遇は「社会化」「国民化」されない人々の行き場である刑務所でさらなる排除をもたらしただけなのか、それとも一種のアジールとしての役割を担ったのか、といった視点から分析と考察を行うことも可能であったはずだとの指摘がなされた。

以上のような課題への対応が期待されるものの、審査委員会は全員一致で本論文の内容と水準が博士論文としての要件を満たしているものと認め、博士（社会福祉学）の学位を授与するに相応しいとの結論に達した。